

# 伊 勢 市 公 報

第 214 号  
平成 26 年 10 月 6 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市市税条例施行規則等の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市社会福祉事務委任規則等の一部を改正する規則	6
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則	8
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市市税等不納欠損処分取扱規程及び伊勢市市税等滞納処分執行停止取扱規程の一部を改正する訓令	10
<b>上下水道事業訓令</b>	
○ 伊勢市下水道使用料等不納欠損処分取扱要領の一部を改正する訓令	12
<b>上下水道事業管理規程</b>	
○ 伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程の一部を改正する規程	14
<b>告 示</b>	
○ 道路の区域変更について	16
○ 道路の供用開始について	17
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	19
<b>公 告</b>	
○ 伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画の公表について	20
○ 伊勢市都市計画公園見直しガイドラインの公表について	21
○ パブリックコメントの実施について	22
○ 犬の抑留について	27
○ 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の変更について	28

伊勢市市税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 9 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 25 号

伊勢市市税条例施行規則等の一部を改正する規則

(伊勢市市税条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市市税条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 条例第 51 条第 1 項第 5 号に該当する場合の項及び別表第 2 条例第 71 条第 1 項第 1 号に該当する場合の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(伊勢市社会福祉事務委任規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市社会福祉事務委任規則（平成 17 年伊勢市規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(伊勢市母子保健法施行細則の一部改正)

第 3 条 伊勢市母子保健法施行細則（平成 25 年伊勢市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表 A の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(伊勢市保育所条例施行規則の一部改正)

第 4 条 伊勢市保育所条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 61 号）の一

部を次のように改正する。

別表1の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改める。

（伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部改正）

第5条 伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則（平成17年伊勢市規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

（老人福祉法による措置費徴収規則の一部改正）

第6条 老人福祉法による措置費徴収規則（平成17年伊勢市規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

（伊勢市介護保険規則の一部改正）

第7条 伊勢市介護保険規則（平成17年伊勢市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第 14 条第 1 項」を削る。

第 23 条第 1 項第 3 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第 1 号から様式第 4 号まで、様式第 6 号、様式第 14 号、様式第 17 号、様式第 18 号、様式第 20 号及び様式第 21 号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 22 号中「あて先」を「宛先」に、「記載したもの。」を「記載したもの」に改める。

様式第 23 号、様式第 24 号、様式第 27 号、様式第 30 号、様式第 32 号、様式第 33 号、様式第 40 号、様式第 45 号、様式第 47 号及び様式第 48 号中「あて先」を「宛先」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市社会福祉事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 9 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 26 号

伊勢市社会福祉事務委任規則等の一部を改正する規則

(伊勢市社会福祉事務委任規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市社会福祉事務委任規則（平成 17 年伊勢市規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

本則第 6 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(伊勢市保育所条例施行規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市保育所条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 5 中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第 17 条」を「第 6 条第 6 項」に、「配偶者のいない者」を「配偶者のない者」に、「扶養している世帯」を「扶養しているものの世帯」に改める。

(伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部改正)

第 3 条 伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 3 (2) 中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 9 月 25 日

伊勢市教育委員会

委員長 八 木 雅 文

## 伊勢市教育委員会規則第3号

### 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第49条第1項第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改める。

### 附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

伊勢市市税等不納欠損処分取扱規程及び伊勢市市税等滞納処分執行停止

取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 26 年 9 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第 7 号

伊勢市市税等不納欠損処分取扱規程及び伊勢市市税等滞納処分執行停止取扱規程の一部を改正する訓令

(伊勢市市税等不納欠損処分取扱規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市市税等不納欠損処分取扱規程(平成 17 年伊勢市訓令第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(伊勢市市税等滞納処分執行停止取扱規程の一部改正)

第 2 条 伊勢市市税等滞納処分執行停止取扱規程(平成 17 年伊勢市訓令第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市下水道使用料等不納欠損処分取扱要領の一部を改正する訓令を次

のように定める。

平成 26 年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業訓令第2号

伊勢市下水道使用料等不納欠損処分取扱要領の一部を改正する訓令  
伊勢市下水道使用料等不納欠損処分取扱要領（平成17年伊勢市上下水道  
事業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の  
自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに  
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」  
に改める。

### 附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程の一部を改正する規程を次

のように定める。

平成 26 年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業管理規程第5号

伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程の一部を改正する規程  
伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程(平成17年伊勢市上下水道  
事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号ア中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦  
福祉法」に改め、同号イを次のように改める。

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者の  
ない男子

第2条第9号ウを削る。

第3条第1項第1号中「第11条第1項第1号の規定により現に生活扶助  
を」を「第11条第1項第1号に規定する生活扶助を現に」に改め、同項第  
2号中「基準額」を「基準」に改め、「に属する者、」を削る。

様式第1号、様式第4号及び様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め  
る。

### 附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

伊勢市告示第 95 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 9 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小俣 16 号線	小俣町明野 1478 番地先から 小俣町明野 1237 番地先まで	旧	6.0～9.0	20.0
			新	5.7～7.2	58.5

伊勢市告示第 96 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 9 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
小俣 16 号線	小俣町明野 1478 番地先から 小俣町明野 1237 番地先まで	平成 26 年 9 月 22 日

伊勢市告示第 97 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上地町中組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

平成 26 年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前	中山 惣 三
	伊勢市上地町 1555 番地
変更後	中 田 恵 子
	伊勢市上地町 1521 番地

伊勢市教育委員会告示第 14 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 26 年 9 月 19 日

伊勢市教育委員会  
委員長 八木雅文

記

- 1 日 時 平成 26 年 9 月 25 日（木）午後 7 時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件  
議案第 20 号 伊勢市立幼稚園規則の一部改正について  
議案第 21 号 伊勢市指定文化財の指定について

伊勢市公告第 74 号

伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

平成 26 年 9 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を健康福祉部健康課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 75 号

伊勢市都市計画公園見直しガイドラインを策定しましたので、次のとおり当該ガイドラインを公表します。

平成 26 年 9 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 76 号

伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画（案）を公表します。

なお、伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 26 年 9 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画（案）案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 健康福祉部こども課
- (2) 総務部総務課
- (3) 教育委員会事務局教育総務課
- (4) 二見総合支所地域振興課
- (5) 小俣総合支所地域振興課
- (6) 御菌総合支所地域振興課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (17) 伊勢市立伊勢図書館
- (18) 伊勢市立小俣図書館
- (19) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター
- (21) 明倫保育所
- (22) 浜郷保育所
- (23) 大世古保育所
- (24) きらら館
- (25) 二見浦保育園
- (26) 五峰保育園
- (27) 高城保育園
- (28) あけぼの園
- (29) しらとり園
- (30) ゆりかご園
- (31) 御菌第一保育園
- (32) 御菌第二保育園
- (33) 大湊保育園
- (34) 一色保育園

- (35) 村松保育園
- (36) 船江保育園
- (37) たけのこ保育園
- (38) マリア保育園
- (39) 東大淀保育園
- (40) 豊浜西保育所
- (41) みどり保育園
- (42) 有滝保育園
- (43) 中須保育園
- (44) 佐八保育園
- (45) みややま保育園
- (46) なかよし保育所
- (47) えがお保育園
- (48) あけの保育園
- (49) 神社幼稚園
- (50) 城田幼稚園
- (51) 小俣幼稚園
- (52) 明野幼稚園
- (53) 有緝幼稚園
- (54) 中島幼稚園
- (55) 明倫幼稚園
- (56) 常盤幼稚園
- (57) まるこ幼稚園
- (58) 神宮高倉山幼稚園
- (59) 神宮五十鈴川幼稚園
- (60) 双康幼稚園

- (61) ゆたか幼稚園
- (62) しごうこども園
- (63) 修道こども園
- (64) 和順こども園
- (65) 暁の星こども園

### 3 縦覧期間

自 平成 26 年 10 月 1 日（水）  
至 平成 26 年 10 月 31 日（金）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができる者

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ウ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に在する学校に在学する者
- オ 本市に対して納税義務を有する者
- カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

#### (2) 意見の提出方法

氏名及び住所を明記の上、「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画（案）」に対する意見として、伊勢市健康福祉部こども課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部こども課 伊勢市役所東庁舎 2 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 こども課

ファクシミリ 0596-21-5555

電子メール kodomo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 26 年 10 月 31 日（金）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部こども課 電話 0596-21-5579

伊勢市教育委員会事務局教育総務課 電話 0596-22-7875

伊勢市公告第 77 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 26 年 9 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	小俣町元町	和犬（柴系）	茶	雌	中	91 日 以上	首輪あり

2 抑留した日 平成 26 年 9 月 22 日

3 抑留期限 平成 26 年 9 月 30 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 78 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく本市の基本構想を三重県知事の同意を得て変更したので、同条第 6 項の規定により公告し、変更後の当該基本構想を次のとおり縦覧に供します。

平成 26 年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。